

「令和7年4月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されています」

事業者が行う退避や 立入禁止等の措置について (一人親方等に対する立入禁止措置について)

? なぜ今般の改正が行われたのか

令和3年5月17日に出されたいわゆる「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、①労働安全衛生法（以下「法」という。）22条に基づく揭示義務規定は、作業場所における危険性に着目した規制であってその危険性にさらされる者が労働者に限られないことを考慮すると、その場所で作業する者であって労働者でない者も保護する趣旨のものと解することが相当である②国は省令を制定して揭示の内容をより具体的なものにすべきであったとして国の賠償責任が認められました。（法22条に関連する措置義務については令和3年4月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、既に義務化されています。）

この最高裁判決を踏まえ、法22条以外の規定についても、法25条に基づく「災害発生時等の作業場所からの退避」や法20条、21条に基づく「立入禁止等」の規定は作業場所の管理権限に着目した規制であってその危険性・有害性にさらされる者は労働者に限られないことから、今般の省令改正が行われました。

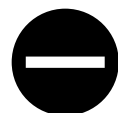
📖 何の義務が新たに課せられたのか

場所に関わる危険（立入禁止、退避等）の防止

自らが行う特定の業務又は作業から生ずる危険及び特定の場所に係る危険を防止するため、労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務（ただし、場所の管理権限に基づく立入禁止や退避等に係るものに限る）を課すこととなり、具体的には下記ア～キのとおり。

ア 特定の場所への立入禁止等の対象拡大

労働者以外の者を含めて、必要がある者を除き、当該場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に掲示しなければならない。



イ 特定の箇所への搭乗禁止の対象拡大

労働者以外の者を含めて、車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所に登場することを禁止しなければならない。

ウ 事故発生時の退避の対象拡大

特定の事故等が発生し、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときに、労働者以外の者を含めて当該場所で作業を行う者を退避させなければならない。

エ 退避に関連する措置の対象拡大

労働者以外の者を含めて避難用器具を備付けや備付け場所及び使用方法の周知、避難訓練の実施などの措置を講じなければならない。

オ 特定の場所での火気使用禁止の対象拡大

労働者以外の者を含めて火気使用禁止場所での喫煙など火気を使用することを禁止しなければならない



カ 悪天候時の作業禁止の対象拡大

労働者以外の者を含めて、悪天候時に特定の作業を行わせてはならない。

キ 表示による必要事項の周知の対象拡大

化学設備に原材料を送給する作業による爆発又は火災を防止するため、必要な事項を労働者以外の者も含めて見やすい位置に表示しなければならない。



退避・立入禁止の法改正に関するよくあるご質問

Q1 今回の改正で労働安全衛生法の措置義務が拡大されると聞きました。令和7年4月1日からは、一人親方等が現場でケガをしたら、労働者死傷病報告も出さないといいませんか？

A.不要です。

今回の改正で新たに義務化されるのは、場所の管理権限に基づく措置に限定されています。したがって、労働安全衛生法のすべての措置義務の対象が拡大されたわけではありません。

ただし、令和7年5月8日に成立した改正労働安全衛生法によって、業務上災害についての報告など一部の規定が一人親方等を含める形で拡張されました。なお、一人親方等の業務上災害の報告については令和9年1月1日から施行される予定です。

Q2 今回の改正で、条文に「立ち入ることについて、禁止するの旨を…表示する」という表現が多用されていますが、いかなる場合でもそのような表示さえされていればいい、と考えてよいですか？

A.必ずしもそういうわけではありません。

今回の改正で使用されているご質問の表現は、立入禁止や火気使用禁止を必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法も認められることを改めて条文上明示したにすぎません。したがって、立入禁止の方法はバリケードや柵等の設置、出入口の施錠など実態に即した方法から選定することとしてください。

Q3 今回の改正で立入禁止や火気使用禁止措置等の対象が労働者以外の者に拡大されたことは理解できたが、労働者以外の者とは具体的にどういう人を言うのですか？

A.作業の内容にかかわらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる）に従事する者をいい、例えば次のような方々をいいます。

- ①当該場所で何らかの作業に従事する他社の社長や労働者
- ②当該場所で何らかの作業に従事する一人親方
- ③当該場所で何らかの作業に従事する一人親方の家族従事者
- ④当該場所に荷物を搬入する者

Q4 建設業や造船業の現場など、重層請負の場合、今回の改正の措置義務者は誰になりますか？

A.法定の業務又は作業を行う全ての事業者が措置義務者になります。

今回の改正により機械等を使用するなど特定の業務又は作業により危険が生じる場所において労働者以外の者に対して立入禁止等の措置を講じなければならなくなりましたが、この措置義務は、当該業務又は作業を行う全ての事業者がその責任を負います。

なお、複数の事業者が当該業務又は作業を行うために、措置義務者が複数にわたる場合には、共同で立入禁止の措置を講じても差し支えありません。

また、今回の改正は元方事業者に係る措置義務は新設されていませんが、元方事業者は法29条により関係請負人が法やそれに基づく命令に反しないよう必要な指導を行わなければならないとされており、関係請負人が今回の改正による措置を行っていなかった場合には当該指導の対象となりますので、ご注意ください。

Q5 今回の改正により、外部の業者に請負契約で仕事を依頼した場合には発注者が必ず措置義務を負うことになるのですか？

A.必ずしもそうとは限りません。

今回の改正により自らが行う特定の業務又は作業に伴う危険を防止するため、労働者以外の作業に従事する者に対して立入禁止等の措置を講ずることが新たに義務付けられることになりますが、当該業務又は作業を自らは行わず、当該業務又は作業が行われる場所の管理も含め、そのすべてを請負人に請け負わせている場合には、当該請け負わせた業務又は作業については事業者としての立場は有さず、法20条や法21条の適用対象とはならないことから、改正省令により新たに課される義務の対象とはなりません。なお、元方事業者の措置義務についてはQ4参照。

その他の詳細については以下の二次元バーコードから厚生労働省HPでもご確認いただけます。

